

Title	東アジアにおける法学教育の可能性 : 台湾の大学法学教育を中心として
Author(s)	劉, 宗徳
Citation	阪大法学. 2015, 64(5), p. 423-459
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71550
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

東アジアにおける法学教育の可能性

——台湾の大学法学教育を中心として——

劉 宗 徳

- I 台湾における法学教育の発展過程
- II 台湾の法学教育の現状と特徴
- III 法学教育の問題と改革——行政法教育を兼ねて
- IV 台湾の法学教育のあり方——結論に代えて

I 台湾における法学教育の発展過程

法学教育とその背景となる法制の間には密接な関係があるため、ある国の法学教育を理解しようとするにあたっては、まずその国の法制の概略を知っておく必要があるものと思われる。台湾は、ここ一〇〇年あまりの間に、清朝、日本、中華民国の統治の下におかれ、それに伴って台湾の法制は変遷を繰り返してきた。一八九五年以前においては、台湾は清朝の統治下であり、当時の台湾社会は、儒教思想、唐律及び古代の法令規範を基礎にした法体系、すなわち封建的帝制の所産たる「中華法システム」により規律されていたものといえる。厳密にいえば、この中華

法システムは、現代的意義における法制度とは大きく異なる。そこで、台湾の現代の法学教育の検討を目的とする本稿においては、日本の統治下における西洋的法学教育の導入を出発点とすることにした。

一 日本植民地時代における西洋的法学教育の導入

一八九五年、日本は日清戦争に勝利し、台湾は日本に割譲された。そして、日本が継受した近代の西洋法制度は、台湾にも導入されることとなり、ここに台湾と西洋法制度との接触が始まった。明治維新が法の継受を中心とする法制化の過程であるとすれば、法学教育もまた高等教育の歴史の上で独自の特殊な性格を獲得し、法学は国家の指導層の基礎的な知識となった。その影響として、台湾においては、法学を学んだ者は高い社会的評価と地位を有することとなった。

一八九五年から始まる日本統治時代の初期には、台湾では法学教育のための機関は設置されなかった。一九一〇年頃から、日本に留学して法学を学ぶ者が現れはじめ、一九二〇年代には、その数は留学生の総数の二割を占め、これは医学に次ぐ高い割合である。⁽¹⁾

一九二〇年代になると、日本政府が台湾統治について「内地延長主義」をとるようになったことの影響により、また台湾に居住する日本人の高等教育への需要を満たす必要があったこともあって、一九二八年三月一七日、台北帝国大学が設立されるに至った。その文政学部政学科は、台湾における初めての法学教育機関であったのみならず、日本統治時代において、西洋法学の知識を制度的に教授する唯一の教育機関でもあった。⁽²⁾ 日本の反法科の思潮の影響を受けて、台湾総督たる伊澤喜多男は、弁護士を養成するための法学科ではなく、儒学の道義の政治を基礎とする「政学」科とすべきであると考えて、文法学部法学科ではなく「文政学部政学科」を設置し、そのカリキュラム

には「東洋道德学」が組み込まれた。⁽³⁾

二 中国国民党による権威主義的統治の下における法学教育

一九四五年に第二次世界大戦が終結した後、台湾の統治は日本政府から中国国民党へと引き継がれた。それに伴い、日本統治下での教育法令は廃止され、新たに国民党政府による教育法制が施行されるようになる。ただ、国民党政府は中国大陸における戦後の復員の作業に追われていたため、台湾の統治については現状を維持するにとどめ、中国大陸の大学が台湾に移ることを許さなかった。そのため、中国大陸に存した法学教育機関の影響が台湾に及ぶことはなかった。その後、一九四九年に国共内戦により国民党政府が台湾に移ってくるが、社会情勢の不安定や財政の困難、さらには大学における学生運動への警戒などの要因により、法学教育が推進されることはなく、大学の新設も容易に認められなかったため、高等教育機関の数はなお限られていた。日本により設置された大学一校及び専門学校三校が国民党政府により接収された後、一九五三年になっても大学は四校、専門学校は五校に限られ、法学部に至っては、台北帝国大学文哲学部政学科を前身とする台湾大学法学院法律学系が存するのみであった。

一九五〇年代から、社会の高等教育に対する需要の高まりに応ずるために、台湾の教育部（日本の文部科学省に相当）は大学組織の調整に着手しはじめた。例えば、一九五三年、当時の司法行政部（後の法務部）は、将来中国大陸を取り戻した場合の法曹人口の不足に備えるため、台湾大学法学院に「法律専修科」を設置した。また、台湾に移住してきた中国大陸の名門大学の卒業生たちにより、台湾における「復校」⁽⁴⁾のための活動が積極的に行われるようになる。国民党政府はまず大学院の設置を認め、その後、学部を増設することも認めるようになった。最初に復校が認められたのは、国民党の党員学校をその前身とする政治大学であり（一九五四年に台湾での復校）、

私立大学では、キリスト教系の東呉大学が同じく一九五四年に復校を認められている。

一九四五年から一九九〇年まで、社会の需要や復校の流れにおされて、公立・私立の大学の数は次第に増加してきたものの、法学教育機関は八つに限られていた。この時期の法学教育の方法としては、教科書をベースとする方式からテーマごとの研究という方式への変化が見られるが、法学教育はなお政治との密接な関係に立たされており、法学教育を通じて西洋的な民主・自由の理念が広められることはできなかった。法学教育はいまだに、国家公権力の擁護及び個人の自由と権利の抑制のための思想的手段に墮したものであった。⁽⁶⁾

II 台湾の法学教育の現状と特徴

一 戒厳令の解除後における法学教育の発展

一九八〇年代、台湾でようやく戒厳令が解除され、いわゆる「動員戡乱時代」が終わりを告げると、政治の自由化・民主化が進み、政府当局による高等教育への規制も緩和されるようになり、法学部の数も大学の増加にともなう急速に増えていった。各大学が相次いで法学部を設置した原因としては、法律家に対する社会の高い需要という点以外にも、法学部設置のコストが低いものに対して学生の人気が高いことや、法学部の設置は大学の声望を高める一助になるという要因などもあった。⁽⁷⁾二〇一三年現在、台湾では三七の大学において法学部または法学研究科（社会人課程を除く）が設置されており、学生数は二〇一七四名に上っている。⁽⁸⁾

法学教育の発展は、法学部の数量の大幅な増加のみならず、教育内容の個別化・多元化にも表れている。一九九五年になされた司法院法官解职第三八〇号は、次のように指摘して、当時の大学法施行細則二二条三項の定めていた「共同必修科目」に関する規定を違憲と宣告した。「大学の課程をどのように定めるべきかについては、大学

法に明文の定めはないが、これは直接に教育・学習の自由に関わることからすれば、学術に関する重要な事項と認められ、大学の自治の範囲に属するものと解される。……大学における必修科目をいかに定めるかは、法律に明文の規定のある場合を除き、上述の大学の自治の原則に反しないものでなければならぬ」。「大学法は、教育部に対して、各大学を集めて共同で必修科目を定めることを授權していない以上、大学法施行細則により大学法の定めていない制限を設けることは許されない」。この大法官解釈により、各大学の科目に関する自主的な決定権はより大きなものとなり、大学の自治が一步進められるとともに、法学教育の多元化も進んでいった。

二 法学教育の特徴

(一) 教員の留学先の多元化

一九四九年に国民党政権が台湾に移ると、国民党政権とアメリカとの関係はより密接なものとなったため、アメリカ留学のブームが起こり、間接的に学術界の全般的なアメリカ化という傾向が現れることとなった。ただ、法学部教員はその影響をあまり受けることなく、法学部においては、留学先の多元化という他の学部に比べると特殊な現象が現れた。政治大学を例にとると、その留学先はドイツ、アメリカ、日本、イギリスやフランスなど多岐にわたっている。⁽⁹⁾その他にも、台湾では二〇一〇年から中国の学位が承認されるようになっていく。中国の大学の博士学位を取得した者が大学教員になるケースは多くないが、現在中国と台湾の間の交流が密接になってきており、中国法の研究も盛んになりつつある。このことが将来台湾の法学にどのような影響を及ぼすかは、いまだ未知数である。

(二) 「財経法学」のブーム

一九八〇年代から台湾の経済が急速に発展すると、金融や経済に関する法律の専門家へのニーズが特に高まり、多くの大学において「財経法学部」や「財経法コース」といったものが設置されるようになった。中原大学が一九九一年に「財経法学部」を設置したのがその始まりであり、金融・経済法の専門家を養成して国家の経済・貿易の成長を促進するとの趣旨を唱っている。各大学において二〇〇〇年から二〇〇三年の間に新設されたのは、ほとんどすべて「財経法学部」である。⁽¹⁰⁾

(三) 各法領域の分化

法学教育が重視を受けていることは、法学について独立に「法学院」が設置されているという事実からも裏付けられる。戦前のヨーロッパ式の分類の影響により、教育部は一九八〇年代に至るまで、法学、経済学、政治学及び社会学をすべて法学院の下に設置していた。しかし、法学の研究方向がその他の社会科学とは異なることや、特にアメリカの大学ではロー・スクールが独立に設置されていることの影響を受けて、最近では多くの大学が法学部を独立した法学院として設置するようになり、現在のところその数は一三大学に上っている。

また、法学内部の各領域の専門化が進むにつれて、その分類も日ごとに細かくなり、伝統的な公法・私法といった分類に加えて、社会法や労働法といった第三の領域が生じ、さらに時代の変遷や科学技術の発展に伴って、環境法、租税法、エネルギー法、消費者法、金融法や知的財産法といった多くの新たな領域が生まれている。その結果として、各大学で法学院が設置されるようになった後、各法領域ごとに研究センターを設け、各センターごとに修士・博士課程の学生を募集するようになって⁽¹¹⁾いる。

(四) 大学院の積極的な変化

前述の各法領域ごとの研究センターの設立以外にも注目されるのは、法学の特定領域に特化した大学院が設立されるようになったことである。この種の大学院として、例えば海洋大学が海事法に特化した大学院として一九九一年に設立した「海洋法大学院」を挙げることができる。また、前述の財經法学に特化した財經法大学院の他にも、法学以外の専門知識を有すべきことを理念として、法学部卒業生以外の学生が法学を学ぶための大学院が設立されている。その例として、学際的研究を重視する政治大学法律科学学際大学院や、科学技術の法を重視する清華大学科学技術法大学院などを挙げることができる。

この種の法学部卒業生以外の学生が法学を学ぶための大学院の先駆けとして知られているのが、東呉大学が一九九〇年に設立した「法学修士課程乙組」である。台湾では、アメリカ式の学部卒業後の法学教育という構想が李模教授により多年にわたり主張されてきたが、これは長く教育部の認めるところとならず、一九九〇年になってはじめて教育部の支持が得られ、東呉大学にこれが設立されることとなった。これは法学部卒業生以外の学生のための法学修士課程であり、アメリカにならったものであるが、その教育目標は法律に関わる仕事に就くことに限られていない。

最近では、大学の自主財源の確保といった要因や、政府が生涯学習の理念を普及させようとしていることに対応して、各大学の法学院は相次いで社会人修士課程を設置している。この社会人修士課程では、多くの公務員、医師や会計士などが法学を学び、学生は実務と理論を結びつけた研究ができるようになってきているが、ただ、学生は皆仕事があるため、勉強や研究に全力を注ぐことは難しい。学生の勉強時間が多くないことを考慮して、大学側でも学位論文の字数や参考文献の引用など学位取得のための要件を緩和するのが常であり、社会人修士課程の学生の研究能力は、通常の法学研究科の学生とは同列に論ずることができない。

三 法学教育と国家試験・法曹養成との関係

(一) 国家試験制度の概要

台湾において、文官や専門資格の試験は、「考試院」の下にある「考選部」により所管されている。法曹になるための資格試験としては、日本の司法試験とは異なり、台湾では司法官試験（裁判官または検察官になるための試験）と弁護士試験が分かれている。その他の公務員試験は本稿の検討対象とはしない。以下、司法官試験と弁護士試験に分けてそれぞれの概要を紹介する。

1 司法官試験

「公務員特種試験司法官試験規則」（以下、「司法官試験規則」とする）一四条は、司法官試験に関する事務は考選部が所管するものと定める。試験は三段階に分かれ、第一次及び第二次試験が筆記試験であり、第三次試験が口述試験である（司法官試験規則四条）。

第一次試験の科目は二種類に分かれる。一つは「総合法学（一）」であり、これは憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、国際公法、国際私法、法律倫理からなる。もう一つは「総合法学（二）」であり、これは民法、民事訴訟法、会社法、保険法、手形・小切手法、海商法、証券取引法、法学英語からなる（司法官試験規則五条一項）。方式は択一式である（同三項）。

第二次試験の科目は、(1)憲法・行政法、(2)民法・民事訴訟法、(3)刑法・刑事訴訟法、(4)商事法（会社法、保険法、手形・小切手法及び証券取引法）、(5)国語、の五科目である（司法官試験規則五条二項）。国語は択一式と論文式の両方を含むが、それ以外はすべて論文式試験である（同三項）。

第三次試験は集団式の口述試験である。二名以上の受験者がそれぞれ試験委員の質問に答えるもので、その態度、

コミュニケーション能力、人格、学識、応用能力が評価対象となる（司法官試験規則二条）。

第一次試験の合格者数は受験者数の三三％、第二次試験の合格者は採用定員数に一〇％を加えた人数であり、最終的な合格者数は採用定員数により定まる（司法官試験規則一条）。第二次試験と第三次試験の成績を併せて最終成績が算出され、第一次試験の成績はこれに含まれない（同一〇条）。採用者は、さらに修習を受けて合格し、公務員保障・養成委員会による査定を通じて、はじめて司法官試験に合格したことになり、このときに考法院から試験合格証書が発給され、考法院または法務部からそれぞれ裁判官または検察官として採用されることになる（同一二条）。最近三年間の司法官試験合格者数は、二〇一〇年一四六名、二〇一一年七一一名、二〇一二年七五名、二〇一三年七五名となっている。

2 弁護士試験

「専門職業及び技術人員高等試験弁護士試験規則」（以下、「弁護士試験規則」とする）二二条の規定により、弁護士試験に関する事務も考選部が所管する。弁護士試験は、第一次と第二次の筆記試験により行われ（同三条）、その科目は司法官試験と同様であり（同一二条一項、二項）、択一式か論文式かという出題方式も同様である（同一四条）。

第一次試験の合格者数は受験者数の三三％、第二次試験の合格者数は第二次試験受験者数の三三％である（弁護士試験規則一九条）。最近三年の合格者数は、二〇一〇年六〇〇名、二〇一一年九六三名、二〇一二年九一五名、二〇一三年八九二名となっている。

(二) 国家試験と法学教育との関連

1 学生の目標Ⅱ 国家試験合格

「法学部卒業生は司法官または弁護士になるもの」というのが、台湾社会の法学部卒業生に対する一般的認識であるだけでなく、法学部の学生も国家試験に受かることを主な目標、ひいては唯一の目標にさえしているように思われる。二〇〇三年に行われた調査によれば、一四八一名を対象としたアンケートの回答のうち、国家試験を受ける予定の者は一〇〇〇名、全体の約六八%を占め、国家試験が法学部生の重要な目標であることが明らかとなっている⁽¹²⁾。こうした法学部に対する誤った固定観念により、国家試験に合格することを目標とする者が法学部生の多数を占めることとなり、法を学ぶ者の発展の可能性を制限しているのみならず、教育資源の浪費にもつながっている。

2 法学部必修科目に対する国家試験科目の影響

各大学法学部の定める必修科目と、司法官・弁護士試験の試験科目との一致率は約九〇%に達しており、民法、刑法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商事法、強制執行法及び国際私法がその主なものである。その他、弁護士試験規則五条二項の規定によれば、法学部卒業生ではなくとも、法律科目を二〇単位以上履修した者は受験資格を認められるが、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法を履修していなければならない。あたかも法学部は法曹試験に受かるために存在しており、法学教育とは法曹教育の「職前訓練」であるかのような観を呈している。

(三) 法曹訓練

1 司法官修習の概要

司法官試験の合格者の修習事務を所管するのは、法務部である（法務部司法官学院組織法一条）。司法院は、考試院及び行政院と共同で司法官訓練委員会を設け、その修習の方針、計画その他の重要事項について定め、司法官

学院がこれを実行する（同法二条二項）。司法官修習の期間は一年半から二年であり、四段階に分けて実施される。第一段階は司法官学院における基礎講習課程であり、その後すぐに行政機関その他の団体において行政事務その他の事項について学ぶ。第二段階は、司法官学院において各種の課程の講義や演習に参加し、研究や模擬裁判を行う。第三段階では、裁判所、検察署などに配属されて裁判や検察などの事務を学ぶ。第四段階では、司法官学院において模擬裁判のテスト、実務の総合検討や分科教育等を行う（司法官修習規則一〇条一項）。

司法官の養成課程は三種に分かれる（同規則二条一項）。(1)法律課程…裁判や検察にかかる事務を主とする「実務課程」、及び最新の法理論や判例解釈の研修を主とする「理論課程」からなる。(2)補助課程…司法に関連する学科を学ぶのを主とする。(3)一般課程…主に司法倫理などに関する科目を学ぶ。¹³⁾司法実務、人文教養、人権、司法環境と倫理、コミュニケーション、司法の使命や司法改革などの七つを主なテーマとして、「紛争の分析・解決能力」、「体系的・批判的な読解能力」、「書類分析及び応用の能力」及び「公益サービス、市民のための司法や司法の使命感」といった能力などを培う。ケース教育、講演、討論、グループ学習や模擬裁判などの方式により行われる。¹⁴⁾

2 司法官修習の問題点

司法官の修習過程は、科目については特に問題はないものと考えられる。しかしながら、例えば台湾では環境アセスメントに関する紛争が頻発しているにもかかわらず、環境法の講義は三時間しかないなど、多くの科目はさわりを学ぶにとどまる。これは、受講者がすでに十分な法知識を具備していることに鑑みて、試験科目についての講義を繰り返す必要はなく、最新の問題をテーマごとに学ばよいつの考えに基づくものと思われるが、個別のテーマの重要性を考慮することなく講義時間の形式を整えているだけでは、深い検討を行わせることはできないと思わ

れる。

さらに大きな問題は、受講者に対する古色蒼然たるいわゆる「管理」の考え方である。例えば、「法務部司法官学院受講者学習実施要点」一〇の一には、「受講者は毎週、学んだ事務や感想を記した週記を書き、指導にあたる裁判官、検察官、担任教員及び裁判所・検察署の長がこれを閲読した後、本学院（学務係）に提出しなければならない」と定められている。こうしたパターンリスティックな管理の下で、平均年齢三〇歳にもなる受講者は、小中学生のようにすべて行き届いた「お世話」を受けるのである。こうした修習が特定のイデオロギーを教育する道具と墮してしまわないかとの疑問が呈されるのも、もつともなことである。⁽¹⁵⁾

3 弁護士修習の概要

弁護士法七条の規定によれば、弁護士は修習を終えてからはじめて各裁判所に登録することができるものとされる。弁護士は試験合格後、弁護士修習を受けてこれに合格して、はじめて弁護士として登録して仕事をすることができる。弁護士修習は、法務部の委託により、法務部司法官学院または中華民国弁護士組合全国連合会（以下、「全連会」とする）が実施するものと定められているが（弁護士職前訓練規則四条）、現在は全連会により実施されている。

弁護士修習は、基礎訓練と実務訓練に分かれ、期間は六ヶ月である。第一段階では、弁護士会において一ヶ月の基礎訓練を受け、第二段階では、弁護士事務所または財団法人法律扶助基金会において五ヶ月の実務訓練を受ける（同規則五条）。全連会は、各弁護士会の意見を踏まえて修習プログラムを定めなければならない、これを法務部に届け出て許可を受けなければならない（同規則六条）。修習を受ける者は、修習を受ける前に自ら指導にあたる弁

護士を探さなければならぬが、それが困難な者は全連会の協力を求めることができ、全連会が推薦する弁護士の下で実務訓練を受けることができる（同規則九条一項、二項）。

4 弁護士修習の問題点

弁護士修習について、まず第一の問題は修習期間が短すぎることである。弁護士と司法官の仕事の性質が異なる以上、修習内容も異なったものとなるのは当然である。しかしながら、司法官修習の期間が二年の長きにわたるのに対して、弁護士修習はたった六ヶ月というのはいかがなものか。両者の具備すべき専門性の差は、これほどに隔たったものだともいうのであろうか。

次に、実務訓練の段階において、指導にあたる弁護士により行われる訓練の質を担保することがほとんどできないことも問題である。指導弁護士の資格については、「五年以上の実務経験を有する者または弁護士法第三条第二項第一号、第二号、第四号に定める資格を有する者で、訓戒または職務停止の懲戒処分を受けたことがない者」（同規則九条三項）でなければならず、一人の弁護士が指導する者は三人を超えることができない（同規則一条）、と定められているのみで、その他の監督などのシステムは存在しない。また、指導弁護士はどこからも指導の報酬を受けないものとされている。修習を受ける者が低廉な給料でただ雑務を処理させられるようなケースが生ずるおそれがあり、両者の間の関係が、実のある実務修習を行うことが期待できないような「雇用関係」に堕してしまうおそれもある。

さらに、二〇一一年に弁護士試験の合格率が改められ、全体の合格率が八%から一〇・八九%へと引き上げられたため、毎年の合格者は大体八〇〇—一〇〇〇人となる。このように弁護士試験の合格者数が増えている状況の下で、指導弁護士が指導することのできる見習い弁護士は三人までに限られ、しかも何らの報酬も与えられないとい

うのでは、指導弁護士が指導にあたる意欲を高めるような何らかのシステムを設けない限り、「さすらい見習い弁護士」を生むおそれがある。指導弁護士の人数が十分であるとしても、その指導できる専門分野が十分に広く行き渡っているかどうかも疑問がある。例えば、二〇一三年の指導弁護士の名簿によれば、五六名の指導弁護士のうち税法を専門とする者は二名しかおらず、これ⁽¹⁶⁾で修習生の必要を満たすことができるのかどうか、疑問の残るところである。

Ⅲ 法学教育の問題と改革—行政法教育を兼ねて

一 法学教育の問題点

(一) 法学教育の全体的問題

1 社会の法治化の軽視

台湾の教育システムは、長きにわたって法知識の教育を怠ってきており、小中学校では法律についての教育がほとんどないのみならず、公民の授業で教えられるのも多くは法律の条文にすぎない。大学においても、法学に関する学部でない限り、台湾の法律を学ぶ機会是非常に限られている。そのため、一般人は日常生活において法律知識に触れる機会がほとんどなく、たとえ法学部生であっても、入学したばかりのときは法律の知識がほとんどない。台湾では全体的にあって、法律家を除いて、社会の法治化の程度は高くないと思われる。

2 外国法制の継受の後遺症⁽¹⁷⁾

台湾の法学部の講義において、台湾の法制度を説明するとき、往々にして外国の法体系や法制度の紹介、特に台湾が継受したドイツ法、日本法やアメリカ法のそれが一緒になされる。その中でも、外国で学位を取得して帰って

きたばかりの若い教員は、台湾法の知識が十分ではないためであろうか、甚だしきに至っては講義の重点を外国の法理論におく者すら見られる。このような現象は講義において見られるのみならず、雑誌論文や学位論文においても、台湾の法律問題を主題にしているのに、多くの外国文献を引用したり外国法制を紹介したりすることがままある。教科書も同様であり、条文の引用、ケースの紹介に至るまですべて外国の資料が用いられているような、中国語で書かれた外国行政法の教科書のごときものもある。

確かに、法律の継受国として、外国理論の発展に注意を傾けることも必要であり、法学を学ぶ過程において比較法を学ぶこともその重要性が認められる。しかし、法学部生も入学時にはたいした法知識がないのであり、社会生活の経験にも欠けている。法学の高度に抽象的な専門用語に囲まれて、自国の法律を理解するのすら容易ではないのに、外国法を理解しその優劣を判断することなど果たしてできるのであるか。¹⁸⁾

3 国家試験の教育及び学習に対する影響

例えば政治大学法学部においては、いくつかのコースを設けて、学生が履修科目を選択する上での選択の幅を広げている。もし行政法に興味があれば、刑法を履修しなくてもよく、必要単位数を満たせばそれで卒業することができる。ただ、国家試験を受験するという差し迫った必要があるので、履修者の数は国家試験の科目に集中し、その他の科目の履修者数は極めて少なく、学生は自己の発展可能性を自ら制限しているようなもので、それがまたカリキュラム編成を国家試験科目中心にさせている。¹⁹⁾

各コースが設置された当初には、その特化された専門分野が予定されていたのであるが、卒業後の進路や国家試験はこのようなコースの設計に合わせて分かれているわけではない。社会の法律家に対するニーズは司法的な機能に集中しており、こうした台湾社会の法律専門知識に対するニーズの画一性は、各コースのカリキュラム編成に大

きな影響を与える。こうした問題が解決できなければ、コース分けも学部規模を拡大するという効用をもたらすことしかできない。財経法学部の新設も、法学部が飽和状態にあることの代替的な解決策にすぎず、金融・経済に關する専門的なカリキュラムの策定もなされておらず、伝統的な法学部と何ら変わるところがない、と評価されている。⁽²⁰⁾

法学部教育のみが国家試験の影響を受けているのではなく、大学院もまたそれを受けている。多くの学生は、大学院の入学試験を国家試験の模擬試験のようなものと捉えており、学問的研究に真に興味があるわけではない。特に、台湾は徴兵制を採用しており、男子は一定期間の兵役に服する義務があるので、男子学生は国家試験への準備が兵役により中断してしまうのを嫌がって、入隊の時期を後にずらすために大学院に入学したりする。そのため、大学院に入っても、国家試験に受かるまでは精力をそちらに傾けており、国家試験科目以外の科目の履修を避けるとともに、大学院の授業を欠席することもままあり、学問的研究への志などはちつとも見られない。⁽²¹⁾

4 国家試験そのものの問題点

(1) 国家試験の合格率の低さ

国家試験の最大の問題は合格率の低さであり、これが法学部生をもつてあたかも監獄に在るような状態にさせている。特に独特なのは、統計上の数字が試験を全部受けた者を母数にしている点であり、このために国際比較をする場合には問題が生ずる。⁽²²⁾ 二〇一三年を例にとると、司法官試験の受験申込者数は七三六七名、実際に試験を受けた人数は六三八六名、採用人数は七五名であり、採用率は一・〇一%である。弁護士試験については、受験申込者数が一〇二〇〇名、実際に試験を受けた人数は八五九五名、合格者数は八九二名であり、合格率は八・七四%である。法学部の卒業生の一割程度しか国家試験に受からないため、何年にもわたって受験する者も多く、トップクラ

スに属する政治大学であっても、最終的な合格率は三三％にとどまる。⁽²³⁾このように合格率が低いため、学生は予備校に通うのに熱心であり、国家試験科目以外の科目には興味も示さず、「法律家」として備えるべき素質が軽視されるに至っている。⁽²⁴⁾

この点、台湾は西洋の法制度を継受しているのに、なぜ国家試験制度とその合格率が西洋諸国とこんなにも異なり、司法官や弁護士の人数を厳しくコントロールするののか、との疑問も呈されている。これはあるいは、戒厳令が出されていた時期、政府当局が法治化を進めることを全く欲しなかったために、法学部の設立や司法官・弁護士の人数を厳格にコントロールしたのではないかと考えられる。しかし、戒厳令が解除されてからすでに三〇年近くが過ぎており、合格率を低いままにしておく合理的な理由が見当たらない。少なくとも弁護士は司法官と異なっており、そのニーズに制限はないのだから、先に合格率を引き上げてしかるべきである。実際、ほぼすべての大学において、法学部は文系学部の中で最も人気の高い学部であり、学生は優秀であるはずなのに、九〇％もの学生が国家試験に受かることができず、台湾大学や政治大学などのトップクラスの法学部卒業生でも二分の一は何度受験しても合格することができないのでは、法学教育が台湾に根付いていると自負することができようか。これを台湾の法学教育の失敗と評する論者もいる所以である。⁽²⁵⁾

そこで、弁護士試験を資格試験と捉えて合格率を大幅に引き上げることで、国家試験から学生を解放し、必修科目の多元化や国家試験の受験回数などの改革を進めるべきである、と主張する者もある。⁽²⁶⁾また、地方自治体における調停委員や消費者サービスセンターの紛争処理員などを弁護士資格を有する者に限るなど、弁護士の就職の範囲を拡大するための施策を講じるべきとか、弁護士資格を有する者は小中学校の法律の授業を教えることができるようにして法律教育の根を広げるべきである、などともいわれている。⁽²⁷⁾また、二〇一三年に公務員試験法が改

正され、二〇一四年から「公職弁護士」の試験が行われることになっている。これは、行政機関が正確に法令を適用できるように協力し、同時に弁護士過剰の問題を解決しようとするもので、首肯できる。⁽²⁸⁾

(2) 国家試験科目と社会のニーズとの乖離

ここ二〇年あまりの間、台湾においては各種の法制度が活発に発展し、社会法、環境保護法、労働法、公正取引法、消費者保護法や知的財産法など多くの領域において、法規の新たな制定や改正が行われている。それにもかかわらず、これらの法律は国家試験の科目に加えられておらず、国家試験が社会における法制の大きな変化を無視していることが見てとれる。現在のところ、より多面的な科目の選択肢を提供するためにカリキュラムの変革を試みている大学も若干あるが、国家試験の科目が時代とともに変化していないために、必修科目について大きな変化をもたらすことはできていない。このような国家試験によって選抜された人材は、新たな法制度を十分に掌握していないため、社会のニーズに 대응することが難しいであろう。

5 社会の変化に対する反応の鈍さ

正規の法学教育システムは社会の変化に対する反応が鈍く、経法法学部が設立されたり、公法のカリキュラムが強化されたり、学士後法学教育や科学技術法大学院が設立されたりしているものの、必修科目の主な構造は何ら変化しておらず、国家試験科目もほとんど変化がない。学士後法学教育は現行の法学部における法学教育を全面的に移植させるものであるが、学生の出身が異なるだけで、最終的には二つの分野の専門教育を受けたことのある法士を養成しようというにすぎない。考選部はこの点を重視して、二〇一五年から第二次試験の科目として「知的財産法」、「労働法・社会法」、「租税法」、「海商法・海洋法」の中から一つを選択できるようにしようとしている。ただ、司法官試験については変化はなく、旧態依然である。

(二) 行政法学教育の問題点

行政法学教育の地位は一概に論ずることができない。実定法の各分野の構造から見れば、「公法と私法」の対立や、「民法・刑法と行政法」の区別など、行政法は実定法の各分野の構造の上で、確かに欠くことのできない役割を果たしており、行政法、民法と刑事法の三者は、現行実定法の中の三分野をなすものと考えられる。⁽²⁹⁾しかし、行政法の歴史は一〇〇年あまりに限られており、民法や刑法に比べると、比較的新しい法分野である。行政法学教育の問題を論ずるには、まずその特徴を踏まえる必要がある。

1 行政法の特徴

行政法その他の法分野と異なる特徴は、行政法学教育上の特殊な問題を生じさせており、そのために、学生の学習も容易ではない。行政法の最も大きな特徴として、以下の三点を挙げることができよう。

(1) 内容の概観が難しいこと

「行政」概念は定義できずただ描写できるのみであるといわれるように、行政法に含まれる内容を挙げ尽くすことは難しい。民法・刑法などにおいては法典の規定が比較的完備されているのに対し、行政法の一般的規定は雑多かつ分散しているのみならず、その他にも多くの個別的な行政法規や行政機関の内部規範などが存するため、これを個別に教えることが難しい。また、民法や刑法に比べて、行政法は比較的新しい分野であるため、いまだ未成熟なところがあり、絶えず新しいものが生まれてくることから、学習の難度を上げている。

(2) その他の法分野を基礎としていること

行政法上の多くの概念は、民法やその他の法領域の概念を基礎としている（例えば、法律行為、法人、権利能力、行為能力、附款、不当利得、事務管理など）。そのため、民法やその他の法分野の基礎がしっかりしていないと、

行政法の学習にも影響を及ぼす。

(3) 原理や原則に基づき紛争を解決すること

行政法規の適用は伝統的な三段論法によるものではなく、行政行為が行政法の原理や原則に違反しているか否かを検討しなければならない。しかし、原理や原則の多くは抽象的かつ不確定な法律概念であり、実際のケースを合わせて教育することなく、ただ学説理論や原理・原則の紹介をしているのみでは、学生の理解はおぼつかない。⁽³⁰⁾

2 改善すべき点

まず、行政法の法典は、民法や刑法とは異なり、実体法と手続法を区別することができず、実体法と手続法が交錯した形で規定されている。行政法学の内容も、行政処分作成手続、行政義務の履行確保手続及び行政救済手続の三つの手続にわたっている。そのため教育上では、この分野における実体法と手続法の関係を明確にすることが求められる。

次に、行政法規の数は莫大であり、その改正も頻繁に行われるため、台湾で現在割り当てられている時間では、行政法総論だけを講義し終えるのさえ難しく、個別の行政法規については言うまでもない。そのため、個別的な行政法規の内容自体を教えるよりも、資料を採す能力や紛争解決能力を養う方がよい。

さらに、「行政法学」の任務は、各種の行政組織や行政作用の法現象に共通に存在する（または存在すべき）法制度や法理論を分析・探求することにより、解釈論や立法論を展開することにある。行政法学の研究においては、各種の個別法の研究以外にも、判例研究、比較法研究、行政実務の研究や学際的研究など、すべてその重要性が認められる。⁽³¹⁾

二 法学教育の改革について

(一) 改革に関する議論

二一世紀に入ってから、台湾では法学教育に関する議論が多く行われている⁽³²⁾。そのうちの重要な議論としては、次の三つを挙げることができる。第一に、二〇〇五年に行政院経済建設委員会が台湾の専門人材の養成に関する意見を提出しており、高等教育は専門的学部の方へと発展していくべきとの見解を示し、教育部高教司はこれを法律、経営及び建築の三つの分野で試行するものとしている⁽³³⁾。第二に、教育部が研究者に委託して作成した「全国法学教育改革白書」であり、その一部が総統府人權諮問委員会に受け入れられ、これが法学教育改革に影響を及ぼしている。第三に、人權諮問委員会に設置された「法律家養成制度変革」プロジェクトチームは、法学部の学生募集を停止して専門的なロー・スクールに改めるべきとの見解を示した。このプロジェクトチームは法学教育を所管する機関ではないが、教育部高教司がこれに協調的な態度を示しているため、部分的な影響を生ずるに至っている⁽³⁴⁾。

(二) 全国法学教育改革白書の意見

最近は法学教育に関する各種の意見が後を絶たないが、実際に実行され影響力を有するものは、二〇〇五年一月九日に教育部及び台湾大学法学院が提出した「全国法学教育改革白書」のみである。その一応の結論は二〇項にわたるが、比較的議論のあるものとして次のものを挙げておく⁽³⁵⁾。(1)三年間の専門的法学教育を導入して、その卒業者のみが司法官試験・弁護士試験を受けることができるものとする⁽³⁶⁾こと、(2)ロー・スクールの卒業生には法学修士の学位を与えること、(3)ロー・スクールの卒業生が受験する弁護士試験については、さしあたり一定の合格率を設けないこと、である。

(三) アメリカ式法学教育への転換に対する批判

ロー・スクールの導入を目指す改革は、既存の法学部・大学院法学研究科とそのデュアル・システムを廃止するための実験である。しかし、なぜアメリカ式の法学教育が台湾のそれより優れているのか、またドイツ・イギリスなどの国において実施されているボローニャ・モデルの法学教育を参考にする必要がないのか、これらを説明することができない。当該改革意見の示すところによれば、法学教育は訴訟の訓練にとどまっておらず、試験科目も変わらないものとされており、改革の新しいところがどこなのか分らない。さらには法学教育が訴訟の訓練に限られてしまうことになり、法学教育は袋小路に迷い込むばかりである。⁽³⁷⁾

アメリカの法学教育は、主に司法官ではなく弁護士を養成するためのもので、多様な思考能力を身につけなければならず、標準的な答案を学ぶことよりも、ある法的問題を解決するための思考方法を身につけることが重視される。台湾の法学教育においては、基本的に司法的な訴訟のモデルを主にして、正確な答えを探して判決することを重視している。このような裁判官による裁判を教育の基調にする限り、教育方法としてソクラテス方式をとったとしても、益するところがないばかりでなく時間の無駄である。⁽³⁸⁾

二〇〇五年三月、呂秀蓮副総統（当時）を召集者とする「法律家養成制度改革推進班」は、十分な議論を尽くして各界のコンセンサスを形成することなく、三年内に台湾の法学教育体制を徹底的に改造して、アメリカ式の法学教育を導入すべきとした。こうした乱暴な改革の試みは台湾の二〇あまりの大学の法学院の全面的な反対に遭い、結局二〇〇七年六月に、陳水扁総統（当時）はこの改革の停止を発表することとなった。⁽³⁹⁾

三 法学教育改革の検討

(一) 法律家像の確立

法学教育の改革を目指す多くの論者が焦点を当てているのは、国家試験制度、カリキュラムの設計、教育方法及び募集する学生などの技術的側面に集中している。しかし、法学教育により養成される法律家はどうのようなものであるべきか、という法律家像は、いまだ確立していない。法学教育により養成すべきなのは研究者なのか実務家なのか、という点は、法学教育の核心に直接的な影響を及ぼす。法学部に対する誤解により、多くの人は法学部の学生は司法官や弁護士にしかねないと思っており、法学に興味はあるが法曹になる気はないという多くの人に二の足を踏ませている。しかし、台湾は法継受の国であり、現行の法律の改善のためにはなお他国を参考にしなければならぬ以上、比較法研究を行う人材は不可欠である。⁴⁰⁾

法学教育の定位の問題まで視野に取めるのであれば、改革も結局は木を見て森を見ざることになりかねない。法学教育は法曹教育に等しいわけではないのであり、カリキュラムの改革として実務との融合を強めるべきとか実習制度を導入すべきとの主張は、若干狭隘であると思われる。これに対し、法学教育の重点を研究者の養成に置くことができれば、必修科目の多くが国家試験科目であるという状況を大幅に改革して、国家試験科目に社会のニーズを反映させるのみならず、法哲学、政治学や法社会学など人文素養の陶冶を加えることもできる。このように、養成すべき法律家の像を確立してはじめて、それに続く議論を進めることができるのである。

法学とは司法に限られるものではなく、法学教育の目的も実務の訓練にあるのではない。法学教育は法曹教育に限られるのではなく、法律家の像も法曹に限られるものではない。現代の法治国家の法律家として、論理的推論能力、独立的思考の訓練、公平・正義・民主・自由などの理念の陶冶、法律の解釈方法、制度の精神の探求や是非判

断の能力の養成により、高い視野を備えたリーダーを育てることができるとはならずである。

法律家は、国家の舵取りとして国家の発展を導くのみならず、民間企業で活躍したり、さらには社会の各界において、自由国家・法治国家の理想のために尽力しなければならない。百歩退いていても、法曹という伝統的な認識の下での「法律家」についても、法規の適用はその基本的な能力にとどまり、さらに法制度の背後にある精神的意義を理解し、かつ温かい心を備えてはじめて、法条の機械的適用のみを行うような者に墮落するのを避けることができる。法学は国家の安定や人民の幸福のための学問であって、「我関せず」の知識ではない。法律家は熱意のあるリーダーであるべきであって、冷酷な裁判の道具であるべきではない。これはいかなる法学教育の改革の試みであっても達成しなければならない共通の目標である。

(二) 教員の質について

法学教育改革のもう一つの重点は「教育方法」であって、これには教育の多元化、オリジナル化や双方向化などが含まれる。しかし、教育の主体たる教員がこれを行うことができるのか、さらなる訓練を行う必要がないのかなどは論じられていない。法学部の教師は、通常は教員養成学校を卒業した者ではなく、法学博士学位の取得者であったり司法実務の経験のある法曹であって、「教育」の訓練を受けたことがない。一方向的な教育方式の下では、研究の得意な者が教育に優れているとは限らないため、教育方法の改善は難しく、ましてヤソクラテス方式の導入などいわずもがなである。

台湾の大学における教員の授業時間はもともと他の国よりも多く、近年では、各大学において、伝統的な法学部以外にも社会人コースや学際的法学研究のための修士課程を設けており、教育の負担は増加している。それにもかかわらず、教育のためのリソースや教員数は増加していない。⁽⁴⁾さらに教育部によりCOEプログラムや大学評

価制度などが推進されているために、大学教員は論文の発表により多くの心血を注ぐよう迫られている。現在の環境の下では、教員は研究と教育の板挟みになっており、行政法の教員に至っては、社会サービスとして中央・地方政府の設ける審議会の委員などを務めることも求められる⁽⁴²⁾。どのように教育のための訓練を行うか、またベテラン教員の教育経験を十分に利用するかといった点も、法学教育改革において重視されなければならない。

(三) 中華圏における競争の正視

改革の提案においては、台湾の法学教育の国際競争力についても触れられることが多い。特に台湾がWTOに加盟した後、法学教育がこれにどのように対応していくかについて、すでに多くの意見が出されている⁽⁴⁴⁾。西洋諸国さらには東アジア各国の法学教育の改革についても注意が払われている。しかし、中国、香港やシンガポールなどの中華圏の法学教育については、あまり認識されていない。シンガポールや香港の若干の大学の世界ランキングは台湾のそれよりも高く、また中国も法学教育に力を注いでいる。こうした地域においてどのような法学教育が行われているのか、競争者たる台湾も注意を払う必要がある。

(四) 学生の意見の尊重

台湾の法学教育及びその改革をめぐる議論は、教員、司法官、弁護士、行政官僚や国会議員などにより活発になされているものの、「学生」はこれに参加できていないようである。学生も利害関係者であるのに、こうした重要な事項について果たして全く意見がないだけなのか、それとも政策決定者の方でその存在を無視しているだけなのか。台湾の教育システムにおいては、政策決定者も教員も、長きにわたって父権的色彩（あるいはバターナリストイックな温情）を強く有しており、指導することには慣れていても耳を傾けることには慣れていない。学生はまだ未成熟なもの、自分が真に何を必要としているのかを分からないものとして捉えられており、法学教育の改革が進

行する中で、学生団体の参加は少ない。

しかしながら、法律家としての重要な個性に「思考」ということが挙げられ、法学教育の目標として問題思考や問題解決の能力の養成が挙げられている。右のような状況は学生が学ぶよい機会を奪っており、改革が学生のニーズに適ったものとなりうるかも疑わしくなる。教育とは国家百年の大計であつて専門的なものであるが、教育の理念はすでに大きく変化しており、「サービス事業」としての観点からいえば、「主権者」たる学生に対して、国家が教育を受ける者の意見を重視しないこと、さらにはその発言権を奪うことが許されようか⁽⁴⁶⁾。もはや特別権力関係ではない今日において、⁽⁴⁶⁾法学教育の改革者はお学生の役割の変化を正視していかないように思われる。

四 法学教育改革の提案

台湾では、最近起こったいくつかの社会的注目を集めた裁判について、裁判官が人民の期待にできていないと社会の各層から批判されている。また公務員に対しては、一律に「法律による行政」、すべては法令を遵守して行えば足りるものとして、これを行政の怠惰のいいわけにしているとの批判がなされている。法律家が法律を操作するのみの存在に堕しているのか、論理的思考が一般人とは距離があるのか、または社会の一般大衆が法律を理解しないためにその「法感情」が法律家のそれと異なっているのか、注意に値する。また、現在の法学教育改革の参加者は「法学界」に属する者に限られているが、法学「教育」の改革がテーマである以上は、「教育学」分野の専門家が教育学の観点から発言することも必要であろう。そうでなければ法学教育は自分で限界を設定してしまうことになり、全面的な革新は望めない。

法学教育の目標については、法学教育と社会との間で緊密な結びつきがあることを意識する必要がある、改革者

は社会のニーズを無視してはことを進めることはできない。社会がどのような法律知識の教育を望み、いかなる法律家を育成することを望んでいるのか。台湾が法治国・民主国の方向へと発展していくことはすでに確立したものである以上、法学教育の目標は、法学教育を通じて（法律家を含む）人民が自由、民主、法治、法制度の背後にある精神や価値が何かを理解できるようにすること（47）でなければならず、このようにしてはじめて法学教育の内容が、人格の特質や行動の準則として内面化されることができ（47）。法律家はこの目標に真剣に向き合わなければならず、法の解釈・適用に際して、法治国・民主国原則を遵守しなければならない。法学教育は法曹教育に限られるものでなく、また訴訟実務の訓練にとどまるものでもなく、法学教育の養成する人物は人としての温かさを備えた法律家でなければならない。この目標を達成するためには、以下の諸点に注意する必要がある。

（一）国家試験制度の改正

国家試験は法学教育に影響を及ぼす重要な問題であり、国家試験制度の改正が法学教育改革に核心的な作用を有するため、国家試験制度は少なくともいくつかの点で改められなければならない。

第一に、裁判官と検察官の試験は分けなければならない。裁判官・検察官・弁護士の三者の国家試験を統一すべきではなく、これはすべて分けるべきである。というのも、裁判官の主な仕事は審理・裁判を行って紛争を解決することであるが、検察官のそれは犯罪を調査して公訴を提起することである。両者の要する法学の専門的知識や訴訟の技術には極めて大きな差異がある。同一の試験で同様にふるいかけ、さらに同様の訓練を行って、最後の成績のみに基づいて異なった仕事に就くとすれば、適材適所を実現することは難しいであろう。

第二に、弁護士試験を再定直し、合格率を引き上げるべきである。司法官は採用枠の制限があるから当然に人数を制限せざるをえないが、弁護士についてはそういった制限はない。弁護士試験は資格試験と位置づけるべきであ

り、受験者が法学の知識と基本的技能を備えていれば合格とすべきである。こうすれば、学生が在学中に国家試験科目のみに心血を注ぐという事態を避けることができ、真に興味を感じる専門科目を履修することができる。卒業後も速やかに仕事に就いて、社会の各層において法律の知識を用いることで、台湾社会の法治化を推進することができる。⁽⁴⁹⁾ 国家試験受験のために三―五年もの時間を浪費することを防ぐことができる。

第三に、国家試験のあり方も時代とともに進歩しなければならぬ。環境法、社会法や消費者法などの新たな法律科目のみならず、心理学や犯罪学などの非法律科目を選択科目としたり、学生の分析・コミュニケーション・交渉の能力などを試験することも必要である。そのためには、まず事例問題の設計を見直す必要がある。現在の事例問題の多くは、仮定的な事実とあらかじめ整理された争点に限られており、受験者は現行の法規に照らして合法性の判断をするのみである。このような「既定性」は法の多元的価値を反映することができず、受験者が将来の仕事において要する感覚の鋭さを試験することもできない。⁽⁵⁰⁾ また、法的紛争は往々にしていくつもの科目にまたがっているもので、例えば消費者紛争では、民法や消費者法、公法と私法の領域横断的なケースがよく見られる。試験科目の制限の下では、試験問題は各分野ごとのものとせざるをえず、こうした分野横断的な能力を測ることは難しい。⁽⁵¹⁾

第四に、受験回数を制限すべきである。合格率を引き上げるのならば、受験回数の制限を設けて、法曹に向いていない者には、公務員、公証人、企業の法務や小中学校の法律の授業の教員など、できる限り早く他の道を探すよう仕向けるべきである。多くの学生が人生の輝かしい時期を際限もなく国家試験のために費やして、三〇歳になっても全く社会経験がないというのは、社会の人的資源の浪費であって、国家の競争力を損なう。

(二) 法学部内でのコース分けの強化

専門分野への特化を強調する改革案の内容は、実のところ法学部内でのコース分けとあまり変わらない。例えば、

政治大学においてはすでに一九七六年から、法学部の中で、法学コース、法制コースと財經法コースの三つに分けており、他の大学でもこれにならうものが見られる。⁽⁵²⁾ただ、上述のように、国家試験科目の影響や必修科目の硬化といった原因により、こうしたコース分けが実質的な意義を失って形だけになってしまっている。すべての学生が司法官試験・弁護士試験に集中して法学部の人的資源を無駄にしないようにするために、また九〇%にも上る国家試験に受からない者が受けた法学教育が無駄にならないように、法学部内のコース分けの設計のあり方を改めて考える必要がある。

これについては、法律家として必ず具備しなければならない共通の法学的素養の他には、研究者型や実務家型など異なった進路に応じた異なるカリキュラムを用意すべきである。具体的には、法律家として当然に学ばなければならないのは、憲法、法制史、社会学や哲学などの人文社会科学である。「法学コース」は司法実務や研究にたずさわる者を養成する以上、訴訟法、比較法や法学方法論に力を入れるべきである。「法制コース」は行政法制を研究対象とする以上、公法に力を入れなければならない。「財經法コース」は、金融・経済・貿易の分野に力を入れ訴訟法などの授業は減らしてもよいかもしれない。コース分けしてもみんな司法官や弁護士を目指すという結果にならないように、どのようにして各コースの特色を明らかにできるようなシステムを作るかが課題である。

(三) カリキュラムの改革

一九九五年以後、大学の必修科目についての教育部によるコントロールは弱まっているが、各大学におけるカリキュラムについて構造的な変化は現れていない。その原因が、法学知識の中心的範囲が不変的なものであることによるのか、それとも外在的環境にそれほどの変化がないために調整を必要としないのかは、明らかではない。⁽⁵³⁾しかし、法学教育が法曹教育には限られないことからすれば、カリキュラムの改革は全方向的なものでなければな

らず、法学の学問的環境を準備すること、社会の法律に対するニーズに応えること、専門的法律と伝統的法律をどのように融合させるかということ、に重点が置かれなければならない。⁽⁵⁴⁾ 学生が身につけるべきものとしては、裁判の能力や行政・法律相談の実務的知識のほかにも、紛争の交渉・調停やコミュニケーションの能力なども挙げられる。そのため、心理学、哲学、社会学や犯罪学などの科目も、カリキュラムに入れなければならない。

法学教育制度のとるべき方向が明確でない現状において、現行制度の下でどのように最もよい学習環境を用意するかは、法学教育にたずさわる者の転嫁することのできない責任である。制度が変わらないとしても、カリキュラムは時とともに変化するのであるから、教育方法を自省することは教員として不断に取り組むべき課題である。法学教育に大きな変革が訪れようとしている現在、カリキュラムの設計もまた軽視することのできない重要な問題である。⁽⁵⁵⁾

(四) 大学での教育を重視するシステムの構築

法学教育に対する国家試験の影響は免れることができないものであるから、国家試験の受験資格の設計を通じて、学生が大学での教育を重視するよう仕向けることも考えられるところである。弁護士試験の合格率を引き上げる以外にも、学生の大学での学習意欲を高めるために、ドイツのように大学での成績を国家試験の成績の一部にするという方式も参考に値する。⁽⁵⁶⁾ 学生を予備校から大学へと戻すことではじめて、上述のカリキュラム改革も実効的なものとなりうる。

IV 台湾の法学教育のあり方―結論に代えて

一九四五年から一九九〇年代まで、台湾の政府は、法学部・法学研究科の設立や学生人数について厳格なコント

ルールを行って、法学を一般人が容易に近づけないような高嶺の学問としてきた。一九九〇年からは、法学部や法学研究科は年々増え続けているものの、政策的要素が原因となって、一般人の有する法律家像は法曹のみに限定されてしまい、政府も一般人も法律知識は法律家のものであると考えているようである。このような誤解により、一般人に法律知識を普及させることができず、一般人は法制度に無関心である。二〇一三年の大学センター試験の文系でトップの成績を修めた学生は、「公務員の汚職が嫌いで、将来は裁判官になって違法を裁きたい」と語っている⁽⁵⁷⁾。一般人の法律に対する感覚がこのようなのであれば、政府が「法治国としての立国」を標榜するのも皮肉に感じられる。以下、台湾の法学教育の将来について、若干の検討を加えたい。

一 社会各層の参加と多元的な意見

隣国の日本や韓国では、すでに法学教育の改革が行われている。台湾でも法学教育を改革すべきだとの認識は早くからあるものの、これは司法制度の全体的改革の一環とされており、⁽⁵⁸⁾これでは法学教育の改革の方向が全面的なものとはならないおそれがある。「司法制度」というのは、台湾では裁判所における裁判制度に限られており、これでは改革の方向が「法曹教育」、すなわち司法の要する人材の養成の側面に限られてしまう。しかし、台湾で現在必要なのは、法学教育の全面的な改革である。司法の要する人材の養成方法のみならず、行政・立法の要する人材の養成方法も改善されねばならない。法は法律家のみものではない以上、法学教育の改革の議論には、法学界・法曹などの伝統的な法律家が参加するのみではなく、民間企業、行政各部門や小中学校の教員なども参加することを要する。そうすることではじめて、社会のニーズに見合い、国際競争に対応できる法学教育制度を生み出すことができ、また台湾が真の法治国家へと歩んでいくことができる。

二 台湾社会固有のニーズに応じた固有の法学の構築

台湾では、日本の統治を経て中華民国時代へと至る中、法学は非自主的に継受されたものであり、法体系や立法論の方向を自主的に選択することなく、確立した法典の適用の段階へと直接に移行した。台湾に法継受がなされるにあたり、通常は台湾の特色を考慮することなく、西洋の法典を普遍的な公理とみなして、これを台湾社会に適用しようと努めてきた。このような継受の過程は、台湾の法学の思考方式を規定しており、社会の特殊なコンテキストを考慮して台湾社会に内在的なニーズを掘り下げる機会を失わせている。⁽⁵⁹⁾ その結果として、法学の研究は、外国法を学び翻訳する段階にとどまっている。⁽⁶⁰⁾ そのため、学術論文も通常は、外国法を出発点として、法改正に論及する際にはその留学先の法規範が参考にされる。こうした外国法と自国法を取り混ぜた論述の仕方は、研究の主題の焦点が合わないという事態や、読者や学生に理解が難しいという問題を招く。法学教育の改革を行うおとすのであれば、自国の社会における法律の運用を重視し、自国の経済・社会・文化の特色に合わせることで、はじめて自国の法学理論を發展させることができる。

三 デュアル・システムの実施と多元的発展の促進

台湾の現在の法学教育の環境やシステムは、アメリカ的なものではなく大陸法系のものであり、教員の教育上の負担はアメリカのそれをはるかに上回る。法学に対する認識が、法学とはすなわちドグマ・マター・テクであるとの狭い認識に限られているのでは、アメリカ式のソクラテス方式を採用したとしても、予期の目標を達することはできないであろうから、⁽⁶¹⁾ 法学部と学士後法学教育との共存という現在のデュアル・システムを維持することとなる。このシステムの最大の特徴は、学生の出身の多元化であり、伝統的な法学部出身の法律家のみならず、その他の専門

知識を有する法律家を養成することもでき、法学とその他の分野の融合を促進することができる、という点である。その他の専門分野からの人材が加わることにより、分野を超えて法を学ぶことができ、法の重要性を高めることもできる。しかし、医療・会計・金融・生物科学や建築などの専門知識を有する者が法律を学ぶことは多いが、法律家が他の分野を学ぶことは極めて少ない。進路としては法曹になることが最終的目標であると考えられ、その他の法制関係の公務員になることでさえも、法曹試験に合格できないがための次善の選択と考えられている。上述のように法学教育に対する認識を改め、国家試験の合格率を引き上げ、政府が法律家の採用を促進することにより、法律家の多面的な発展を促進し、社会の隅々まで法の知識を伝播することで、法学の影響力を高めることができよう。

- (1) 王泰升『具有歴史思維的法學・結合台灣法律社會史與法律論證』(元照、二〇一〇年) 三三三—三三二頁。
- (2) 劉恆奴『從知識繼受與學科定位論百年來台灣法學教育之變遷』(台灣大學博士論文、二〇〇五年) 二二—二三頁。
- (3) 劉恆奴『從知識繼受與學科定位論百年來台灣法學教育之變遷』(台灣大學博士論文、二〇〇五年) 五八頁。
- (4) 台湾における「復校」とは、一九四九年に中華民国政府が台湾に移転した後、中国大陆においてすでに開設されていた大学の教職員や卒業生により、当該大学の名義を踏襲して、台湾において再び大学が設立されたことをいう。中華民国が台湾に移転した直後においては、国民党は中国大陆へ再び「反攻」するつもりであったため、このような「復校」を行うことは禁止されていたが、一九五四年から、「反攻」の現実的目途もつかなくなったため、台湾社会における人材の登用・養成という実的需要を満たすために、国民党政府は次々と「復校」を許可するようになった。ただ、「復校」とはいつても、大学の名や理念を継承するにとどまるものであり、教職員や大学の組織は、もはや中国大陆の元の大学とは直接の関係を有するものではなかった。
- (5) 郭明政「台湾法學教育的問題與改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較・以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年) 一〇三—一〇四頁。
- (6) 王泰升『具有歴史思維的法學・結合台灣法律社會史與法律論證』(元照、二〇一〇年) 三三八—三四〇頁。

- (7) 黄銘傑「法學教育與司法官、律師考試制度檢討與改進之研究」月旦民商法雜誌一三三號(二〇〇六年九月)一五頁。
- (8) 教育部高教司による二〇一二年年度の統計で、学部、大学院及び社会人課程の学生を含む。
- (9) ただ、台湾の多くの法律はドイツの影響を強く受けているため、留学先としてドイツを選ぶ傾向が強く、その比率が高くなりすぎるならば、多元的という特色は失われてしまうであろう(郭明政「台湾法學教育の問題與改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較…以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)一〇六頁)。
- (10) 劉恆奴「從知識繼受與學科定位論百年來台灣法學教育之變遷」(台灣大學博士論文、二〇〇五年)一八九頁。
- (11) 政治大学法学院においては、「基礎法学センター」、「民法法学センター」、「刑事法学センター」、「公法学センター」、「財經法学センター」、「労働法・社会法センター」及び「中国法制センター」の七つのセンターが設けられている。
- (12) 陳惠馨「百年來台灣的法學教育與法曹的養成制度」陳惠馨編『法學專業教育制度比較…以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)七八頁。
- (13) 各課程の詳細については、「法務部司法官學院司法官第五四期訓練計畫」六、養成課程」を参照。
- (14) 「法務部司法官學院司法官第五四期養成課程總說明」。
- (15) Daniel H. Foote「司法改革基礎工程」『法學教育之革新』國際法學研討會第三、四場會議紀要」月旦法學雜誌一一九號(二〇〇五年四月)一八四頁。
- (16) この名簿は、指導弁護士になることを欲する者として全連会の提供するための名簿であり、二〇一三年度の指導弁護士になりうる者が五六名に限られるものではない。
- (17) 行政法に対する影響については、孫銘宗「台灣地區行政法學之變革、挑戰與新世紀展望」行政法學研究四号(二〇一一年一月)七五頁。
- (18) 陳惠馨「法學專業教育改革的理念」以台灣、德國為例」月旦法學雜誌一一九号(二〇〇五年四月)一五三頁。
- (19) 陳洗岳「政治大學法學院大學部課程改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較…以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)一四八頁。
- (20) 劉恆奴「從知識繼受與學科定位論百年來台灣法學教育之變遷」(台灣大學博士論文、二〇〇五年)一九三—一九七頁。
- (21) 羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』(國科會委託研究、二〇〇六年)六〇頁。

- (22) 黃立「台灣與德國司法人員考試制度之研究」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一四〇頁。
- (23) これは数年にわたって国家試験を受けた場合の最終的な合格率である（郭明政「台灣法學教育的問題與改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一〇〇頁。
- (24) 羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』（國科會委託研究、二〇〇六年）一〇頁。
- (25) 陳惠馨も、もし国家試験の可否をもって法学教育が成功したか否かの判断基準とするとすれば、台湾の法学教育は法律家の養成としては失敗しているものと見ざるをえない、とする（陳惠馨「法學專業教育的理念——以台灣、德國為例」月旦法學雜誌一一九号（二〇〇五年四月）一五六頁。
- (26) 郭明政「台灣法學教育的問題與改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一〇〇頁。
- (27) 黃立「台灣與德國司法人員考試制度之研究」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一四〇頁。
- (28) http://www.cmoe.gov.tw/main/news/wlrnNews.aspx?kind=3&menu_id=42&news_id=1350（最終閲覧日：二〇一四年七月二〇日）
- (29) 小早川光郎・小幡純子・高木光他「法曹養成と行政法教育」自治研究七六卷一二号（二〇〇〇年）四一五頁。
- (30) 陳淑芳「大學法律學系行政法學教學之芻議」世新法學一卷二号（二〇〇七年二月）一〇二—一〇五頁。
- (31) 宇賀克也「行政法の研究教育の課題」自治研究七七卷一〇号（二〇〇一年）六三頁。
- (32) 詳しくは、陳惠馨「法學專業教育的理念——以台灣、德國為例」月旦法學雜誌一一九号（二〇〇五年四月）一五一—一五二頁。
- (33) 「立法院第六屆第五會期法制委員會第八次全體委員會紀錄」法院公報九六卷三九号二七頁。
- (34) 黃旭田「七十餘年歷史的大變革——論法學教育改革方向之選擇」月旦法學雜誌一二二二号（二〇〇六年五月）一一—一二二頁。
- (35) 考選部二〇〇五年一二月二八日「因應專業法律教育推動後司法官、律師考試相關配套事宜研商會議」會議說明。

- (36) 当該白書の説明によると、二〇〇七年度から正式に専門的法学教育を実施することとし、ロー・スクールを設立して、伝統的な大学法学部は学生の募集を停止するか、または「法務学部」(暫定)に改めることとする。ロー・スクールの卒業生のみが司法官試験・弁護士試験を受験することができるものとし、法務学部の卒業生は、検察事務官や書記官などの試験を受けることができるものとする。ただし、現行の法学部の卒業生はなお司法官試験・弁護士試験を受けることができるものとする。
- (37) 郭明政「台湾法学教育の問題與改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)一一三頁。
- (38) 廖元豪「怎樣畫虎不會類犬…從美國經驗省思台灣法學教育改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)一六三頁。
- (39) 王泰升「具有歷史思維的法學：結合台灣法律社會史與法律論證」(元照、二〇一〇年)三二六頁。
- (40) 羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』(國科會委託研究、二〇〇六年)三三頁。
- (41) 廖元豪「怎樣畫虎不會類犬…從美國經驗省思台灣法學教育改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)一六〇—一六一頁。
- (42) 黃銘傑「法學教育與司法官、律師考試制度檢討與改進之研究」月旦民商法雜誌一三三號(二〇〇六年九月)一〇頁。
- (43) 陳淑芳「各大學法律學系行政法學教學之現況與檢討」『法治與現代行政法學—法治斌教授紀念論文集』(元照、二〇〇四年)七二一頁。
- (44) 羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』(國科會委託研究、二〇〇六年)六四頁。
- (45) 廖元豪「怎樣畫虎不會類犬…從美國經驗省思台灣法學教育改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較：以法學教育改革為核心』(元照、二〇一〇年)一五八—一六〇頁。
- (46) 劉宗德「行政法學方法論」同『制度設計型行政法學』(元照、二〇〇九年)一三三頁。
- (47) 陳惠馨「司法改革基礎工程—法學教育之革新」國際法學研討會第三、四場會議紀要「月旦法學雜誌一一九號(二〇〇五年四月)一八四—一八五頁。
- (48) 韓国でも、弁護士試験の合格率が低いことが、学生が大学における教育を軽視して予備校に通うことになった主要な

- 原因である、と考えられているようである（羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』（國科會委託研究、二〇〇六年）二九頁）。
- (49) 陳惠馨「司法改革基礎工程——法學教育之革新」國際法學研討會第三、四場會議紀要「月旦法學雜誌一一九号（二〇〇五年四月）一八五頁。
- (50) 江玉林「司法官、律師考試方法技術檢討與改進之研究——從司法考試的治理及規訓作用談起」羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』（國科會委託研究、二〇〇六年）付録2-29。
- (51) こうした科目横断的な試験問題を作成できる者がどれほどいるかも、一つの問題ではある。
- (52) 陳洸岳「政治大學法學院大學部課程改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較——以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一四六—一四七頁。
- (53) 劉恆旻「從知識繼受與學科定位論百年來台灣法學教育之變遷」（台灣大學博士論文、二〇〇五年）一二五頁。
- (54) 羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』（國科會委託研究、二〇〇六年）一一頁。
- (55) 陳洸岳「政治大學法學院大學部課程改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較——以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一五二頁。
- (56) 陳惠馨「司法改革基礎工程——法學教育之革新」國際法學研討會第三、四場會議紀要「月旦法學雜誌一一九号（二〇〇五年四月）一八六頁。
- (57) 「一類組榜首 北一女陳佳伶志願當法官」<http://service.lberlytimes.com.tw/2013/specials/exam/news.php?no=83988&type=1>
- (58) 羅昌發編『法學教育改革整體推動計畫』（國科會委託研究、二〇〇六年）二頁。
- (59) 劉恆旻「從知識繼受與學科定位論百年來台灣法學教育之變遷」（台灣大學博士論文、二〇〇五年）三二〇—三二二頁。
- (60) 陳惠馨「法學專業教育改革的理念——以台灣、德國為例」月旦法學雜誌一一九号（二〇〇五年四月）一五三—一五四頁。
- (61) 廖元豪「怎樣畫虎不會類犬——從美國經驗省思台灣法學教育改革」陳惠馨編『法學專業教育制度比較——以法學教育改革為核心』（元照、二〇一〇年）一七六頁。

（原文日本語）